

「自治体の情報システムの標準化について」

令和3年6月30日
総務省自治行政局

地方自治体のデジタルトランスフォーメーション推進に係る検討会

■趣旨

現在、住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な業務を処理する情報システム（基幹系情報システム）の標準仕様を、関係府省で作成し、自治体が標準仕様に準拠したシステムを導入することを目指している。このプロセスを「法制化」とするとともに、「目標時期を設定」することで、自治体の業務システムの統一・標準化が加速化されることとなっている。

情報システムの標準化によって、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等の成果を得るためには、各自治体において、標準化されたシステムを前提とした業務プロセスの見直しや関連業務も含めたシステム最適化、手続のオンライン化などに、全庁的な推進体制を確立して計画的に取り組むことが必要である。

本検討会では、こうしたシステム標準化を契機として、地方自治体が取り組むデジタルトランスフォーメーション（以下、検討会の名称を除き「DX」とする。）の推進方策に係る検討を行うものである。

■主な検討事項

- 1 自治体DX推進の基本的方向性（自治体DX推進の意義、国の議論、重点的に取り組むテーマ、期間）
- 2 自治体DXの進め方（首長の役割、推進体制の確立、計画的な取組みの方策 など）
- 3 テーマごとの取組と手順（システム標準化・行政手続オンライン化・AI・RPAの活用 など）
- 4 自治体に対する支援（自治体DX推進のための国による基盤提供を含む）

※ 上記の他、自治体DX推進に関する諸課題について検討する。

■構成員

座長 庄司 昌彦	武蔵大学社会学部メディア社会学科教授	岩崎 勝	宇部市総務財務部デジタル市役所推進課長
石井 夏生利	中央大学国際情報学部教授	森 浩三	神戸市企画調整局デジタル戦略部長
楠 正憲	Japan Digital Design株式会社CTO	藪内 伸彦	田原本町総務部総務課 ICT推進室主幹
千葉 大右	船橋市総務部情報システム課課長補佐	山口 功作	合同会社側用人代表社員
原田 智	(公財) 京都産業 21けいはんな支所イノベーションハブ担当部長	吉本 明平	(一財) 全国地域情報化推進協会 企画部担当部長

■開催実績・議事

11月 2日	第1回	自治体DXの基本的方向性、地方公共団体の取組み
30日	第2回	行政手続のオンライン化、デジタル人材の確保
12月18日	第3回	行政手続のオンライン化、デジタル人材の確保、情報システムの標準化、AI・RPA、テレワーク、自治体DX推進計画骨子
23日	第4回	自治体DX推進計画（案）について
12月25日		「自治体DX推進計画」の策定
2月 1日	第5回	「(仮称)自治体DX推進手順書」の全体構成等、「(仮称)Gov-Cloud」、業務プロセスの見直し、情報システム標準化・共通化、組織体制の整備
3月19日	第6回	情報システムの標準化、行政手続オンライン化、デジタル人材の確保策
4月27日	第7回	AI・RPA、テレワーク、「(仮称)自治体DX推進手順書」の全体構成等
5月28日	第8回	「(仮称)自治体DX推進手順書」（案）

1. 手順書の趣旨

- ・ 手順書の目的や構成

2. 全体手順書

- ・ DXの認識共有
- ・ 全体方針の決定
- ・ 推進体制の整備 (組織体制・人材確保・人材育成)
- ・ DXの取組みの実行

3. 個別プロジェクト推進手順書※

- ・ 自治体情報システムの標準化・共通化
- ・ 行政手続のオンライン化

※ マイナンバーカードの普及促進、AI・RPA導入、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底に関するものは、別途のガイドラインや計画等に基づき推進。

【別冊】参考事例集

- ・ 事例調査を実施の上、作成
- ・ 共創PF等を通じて随時更新

【参考】自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画 (令和2年12月25日総務省) (抄)

2. 自治体におけるDXの推進体制の構築

(3) 計画的な取組み

【国の主な支援策等】

2021年夏を目途に、本計画を踏まえ、自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化に伴う業務プロセスの見直しや関連業務も含めたシステム最適化、行政手続のオンライン化に取り組むための標準的な手順を提示する。【総務省】

<手順を提示する予定の内容>

1. DXを推進するための組織体制の在り方
2. 外部人材登用に当たっての検討事項・手法
3. 自治体情報システムの標準化・共通化に伴う検討事項整理・実施手順
4. 行政手続のオンライン化に伴う検討事項整理・実施手順
5. AI・RPA導入に伴う検討事項整理・実施手順
6. テレワーク導入に伴う検討事項整理・実施手順
7. 国による支援策

3. 取組事項

3.1 重点取組事項

(1) 自治体の情報システムの標準化・共通化

【国の主な支援策等】

① 国が策定する基準(標準仕様)に基づく情報システムの利用を自治体に義務づけるなど、自治体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を、2021年通常国会に提出する。【総務省・内閣官房】

また、関係府省は、自治体や事業者の意見を聴きながら、以下のとおり17業務についての標準仕様を作成する。【関係府省】

<標準仕様を示す業務と実施時期>

1. 住民記録システム：2020年9月にとりまとめた標準仕様書の第1.0版について、今後、他の業務の標準化の状況等を踏まえ、必要に応じて改定を行う。
2. 第1グループ (介護保険、障害者福祉、就学、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税)：2021年夏までに標準仕様を作成する。
3. 第2グループ (選挙人名簿管理、国民年金、後期高齢者医療、生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援)：2022年夏までに標準仕様を作成する。
4. 国民健康保険：標準システムの導入意義や効果を広く周知するとともに、公開されている設計書等についての記載の粒度や活用実績等を踏まえ、2022年夏までに標準仕様の見直しを行う。

なお、これらの標準仕様については、エンドトゥエンドのオンライン接続に係る標準仕様の内容についても反映することで、標準準拠システムへの移行後は特段のカスタマイズなくマイナポータルと連携したオンライン申請を処理可能とする。

自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】 概要

1. 手順書の趣旨

- 本手順書は、標準準拠システムへの円滑な移行に資するよう、自治体において共通して想定される標準化・共通化の作業手順等をまとめたもの。（なお、今後の標準仕様やガバメントクラウド等の検討を踏まえ、随時、手順書の改定を行うことを予定。）
- 各自治体は、本手順書も参考としつつ、自らのシステムの現状等を十分に把握の上、目標時期までの移行に向け計画的に取り組むことが求められる。

2. 必要性・メリット

- 自治体情報システムは、利便性等の観点から団体ごとにカスタマイズ等が行われてきた結果、「維持管理や制度改正時の改修等における個別対応・負担」「クラウド利用が円滑に進まない」「住民サービスを向上させる最適な取組の迅速な全国展開が難しい」等の課題がある。
- 標準化・共通化の取組は、こうした人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築するもの。

3. 特徴・作業手順等

○ 標準化・共通化の特徴

- (1) 目標時期は令和7年度 (2) 全ての標準化対象事務(現時点で17事務)が対象 (3) 全自治体における短期的・集中的な取組
(4) 国の動きと密接に関連（関係府省による標準仕様、ガバメントクラウドの検討等）(5) 標準仕様に基づく業務フロー等の見直しの検討
→ 全庁的な体制整備、綿密な移行計画の作成が必要。早期着手により令和7年度までの事務負担の平準化が重要。

○ 作業手順等

(下線部は早期に実施可能と想定される作業)

計画立案フェーズ	①推進体制の立ち上げ、②現行システムの概要調査、③標準仕様との比較分析、④移行計画作成
システム選定フェーズ	⑤ベンダに対する情報提供依頼(RFI)資料の作成、⑥RFIの実施、⑦RFI結果分析及び移行計画の詳細化、⑧予算要求、⑨ベンダへ提案依頼(RFP) ⑩ベンダ選定・決定、⑪契約・詳細スケジュールの確定、⑫特定個人情報保護評価 (PIA)
移行フェーズ	⑬システム設計 (移行時の設定)、⑭データ移行、⑮テスト・研修、⑯次期情報システム環境構築・NW、⑰条例・規則等改正

※ あわせて、自治体の標準準拠システムへの円滑な移行に向けて、デジタル基盤改革支援補助金（令和2年度第3次補正予算）による財政支援を行う予定。

自治体情報システムの標準化・共通化に向けた環境整備

R2第3次補正予算 : 1,509億円

- 自治体の情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化に向けた自治体の取組を支援し、令和7年度までに基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指す。

〔参考〕国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）（抜粋）

地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後5年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的な支援を行う。

令和2年度第3次補正予算

- 各自治体が、令和7年度までに「(仮称)Gov-Cloud」上で基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指すため、住民に関する事務処理の基盤となる基幹系情報システムについて、移行のために必要となる経費を支援する（基金に計上）。

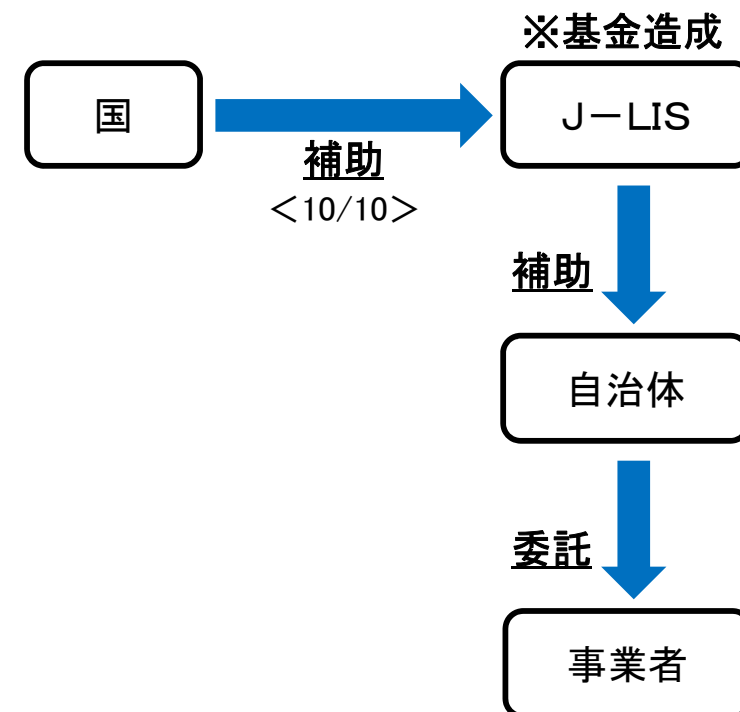
〈基金の造成先〉 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）

〈基金の主な用途〉

- 「(仮称)Gov-Cloud」への移行に要する経費
 - ・ 「(仮称)Gov-Cloud」上のシステムへの移行準備経費（現行システム分析調査、移行計画策定等）
 - ・ システム移行経費（接続、データ移行、文字の標準化等） など

〈基金の年限〉 令和7年度までの5年間

〈施策スキーム〉



オンライン化すべき自治体の行政手続

○ デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日）別紙4「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続から選定。

※子育て（15手続）、介護（11手続）、被災者支援（罹災証明書）及び自動車保有（4手続） 計 31手続

子育て関係（15手続）※市区町村対象手続

児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求

児童手当等の額の改定の請求及び届出

氏名変更／住所変更等の届出

受給事由消滅の届出

未支払の児童手当等の請求

児童手当等に係る寄附の申出

児童手当に係る寄附変更等の申出

受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出

受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出

児童手当等の現況届

支給認定の申請

保育施設等の利用申込

保育施設等の現況届

児童扶養手当の現況届の事前送信

妊娠の届出

介護関係（11手続）※市区町村対象手続

要介護・要支援認定の申請

要介護・要支援更新認定の申請

要介護・要支援状態区分変更認定の申請

居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出

介護保険負担割合証の再交付申請

被保険者証の再交付申請

高額介護(予防)サービス費の支給申請

介護保険負担限度額認定申請

居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請

居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請

住所移転後の要介護・要支援認定申請

被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続

罹災証明書の発行申請

自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続

自動車税環境性能割の申告納付

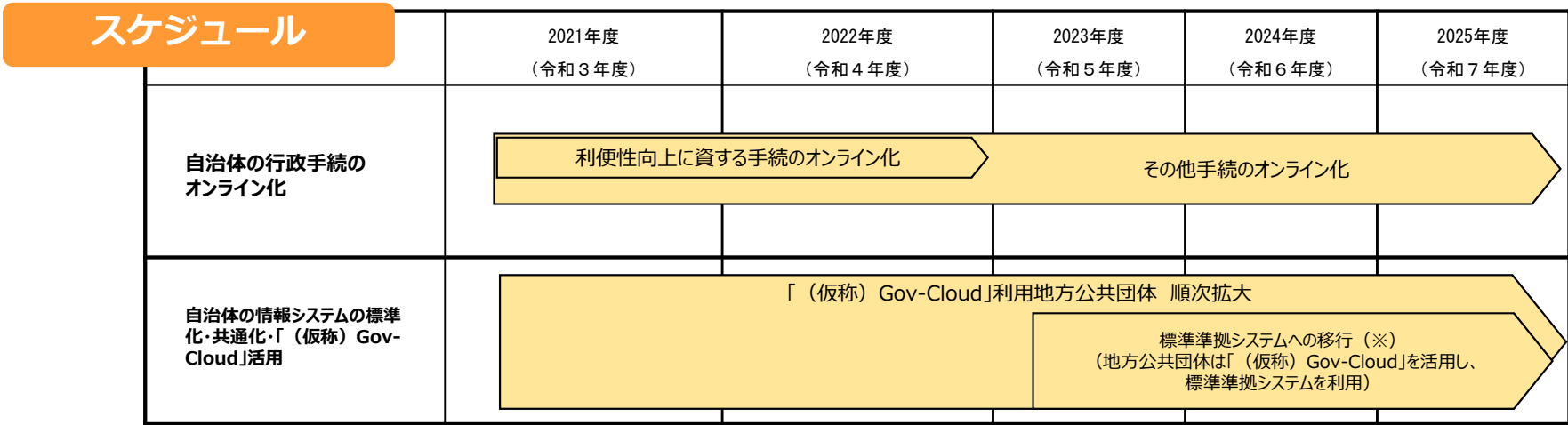
自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告

自動車税住所変更届

自動車の保管場所証明の申請

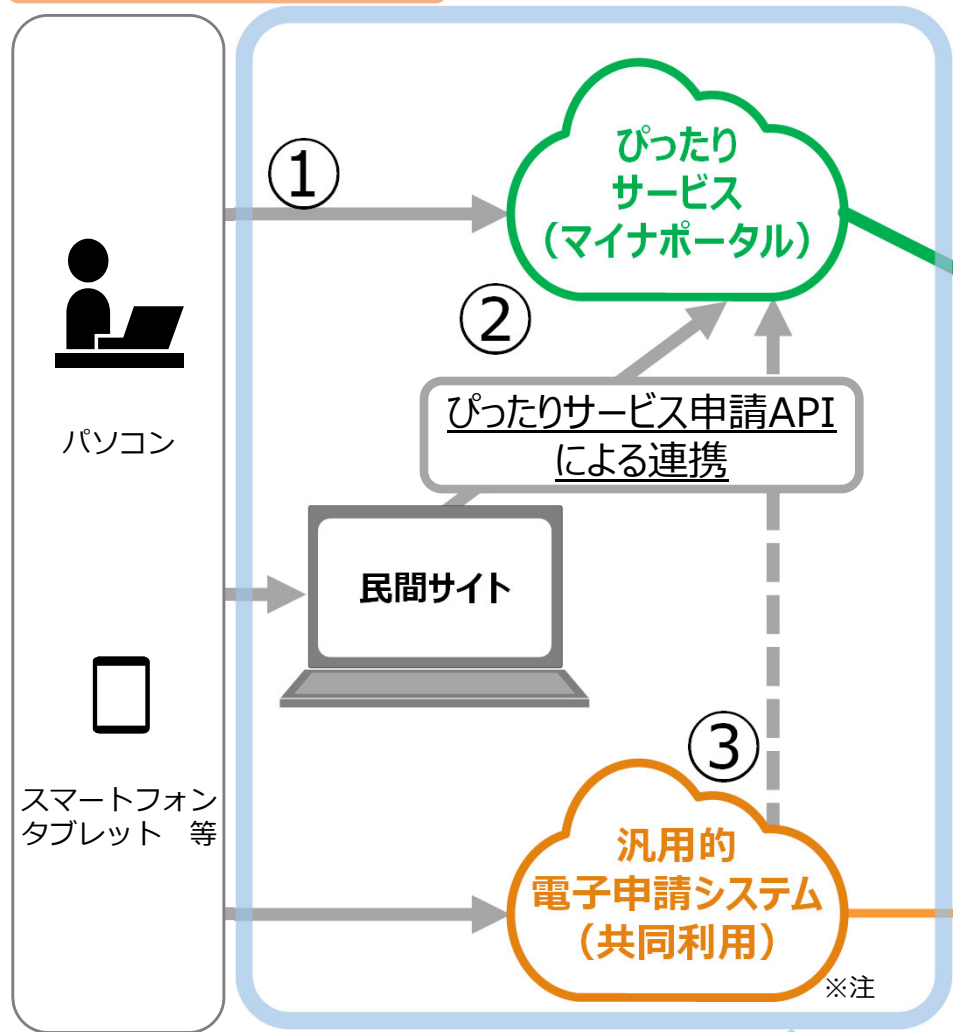
オンライン化対象の31手続と標準化・共通化対象の17業務との関係

行政手続のオンライン化 (31手続)	情報システムの標準化・共通化 (17業務)
<p>○特に国民の利便性向上に資する手続：31手続 マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にする。</p> <p>対象手続：子育て関係（15手続）、介護関係（11手続）、被災者支援（1手続）、自動車保有関係（4手続）</p> <p>※ 31手続のうち、子育て及び介護関係の手続(26手続)については、17業務のうち児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援、介護保険に含まれ得るもの。</p>	<p>○標準化対象業務：17業務 基幹系情報システムの標準化</p> <p>対象業務：児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援</p> <p>※ 17業務を処理するシステムの標準仕様の中で、マイナポータルとの連携についても規定する予定。</p>
<p>○デジタルガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）</p> <p>デジタルによる利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、2022年度（令和4年度）末を目指して、原則、全地方公共団体で、特に利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。</p> <p>○自治体DX推進計画（令和2年12月25日公表）</p> <p>（略）31手続を対象として、積極的・集中的にマイナポータルを活用したオンライン化を進める。</p>	<p>○デジタルガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）</p> <p>（略）住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な17業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成する。</p> <p>（略）また、目標時期を2025年度（令和7年度）とし、それに向け地方公共団体が対応に向け準備を始められる環境をつくる。</p> <p>○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)</p> <p>標準化の対象となる事務を政令で特定、標準化のための基準（省令）を策定し、基準に適合したシステムの利用を自治体へ義務付け。</p>

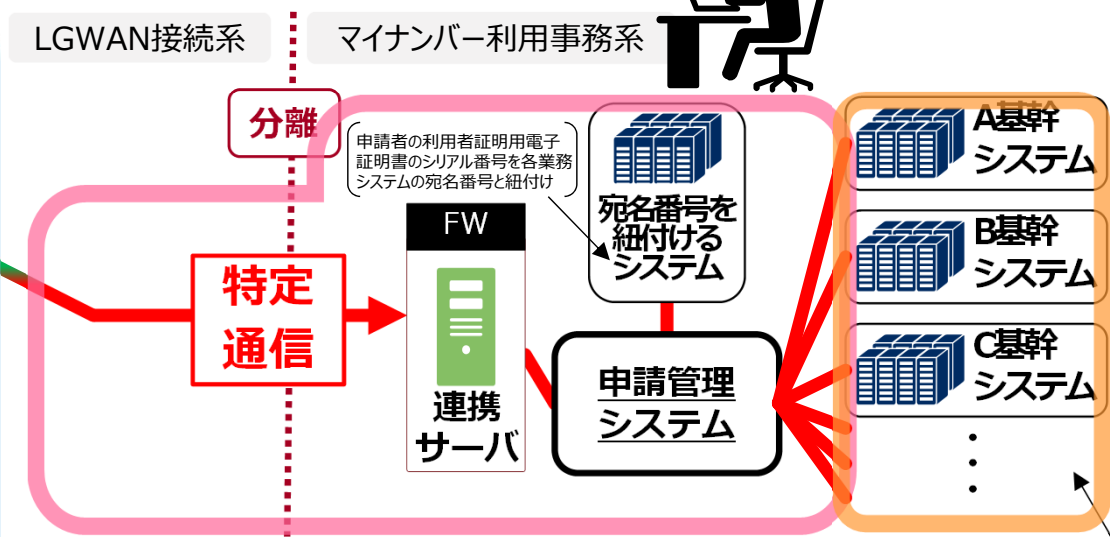


(参考) 自治体の行政手続オンライン化の仕組み

住民：申請情報入力



地方公共団体：申請受付処理



標準準拠システムへの移行に要する経費については、デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）の対象

※注 基幹系17業務システムについては、それぞれのシステムで標準仕様が作成され、マイナポータルとのオンライン接続について記載される可能性があることを踏まえ、オンライン化の際にはぴったりサービスの活用またはぴったりサービス申請APIの活用を前提として調達を検討し、将来的に手戻りのないようクラウドでの導入の検討、またはシステムの作り込みの回避をすることが望ましい。

特別交付税
(共同オンライン申請システムの導入経費)の対象
※ハードに関する経費は含まない。

デジタル基盤改革支援補助金
(自治体オンライン手続の推進事業)の対象
※ハードに関する経費を含む。
※同事業に係る地方負担については普通交付税で措置